宮崎市公共掲示板管理要綱

景観課

(目的)

第1条 この要綱は、広く市民に公開するイベントの告知のために設置する公共掲示板の 管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理)

- 第2条 市長は、公共掲示板の利用促進を図るため、市内の公共掲示板設置箇所図を景観 課に備え付け、その周知に努めるものとする。
- 2 市長は、公共掲示板ごとに公共掲示板利用状況表(様式第1号)を作成し、利用状況 を常に把握しておかなければならない。
- 3 市長は、公共掲示板を非営利団体等に優先して利用してもらえるように努めるものと する。

(利用承認申請)

- 第3条 公共掲示板を利用しようとする者(以下「申請者」という)は、利用申込書(様式第2号)に表示しようとするはり紙を添えて提出し、承認を受けなければならない。 (承認)
- 第4条 市長は、申請されたはり紙の表示面積が宮崎市屋外広告物条例施行規則で定める基準に適合し、次の条件を満たす場合は、速やかに承認しなければならない。
 - (1) イベントの名称、内容、開催日及び開催場所が記載されていること。
 - (2) 営利を目的とするものでないこと (芸術文化活動等市長が特に認めるものは除く。)。
 - (3) 宗教団体による布教推進を主目的とするものでないこと。
 - (4) 選挙、政党・政治団体等、政治活動を主目的とするものでないこと。
 - (5) 個人的な呼びかけでないこと。
 - (6) 虚偽の記載をしていないこと。
 - (7) 人の名誉をき損し、侮辱するおそれのないこと。
 - (8) 公の秩序又は善良な風俗に反するものでないこと。
 - (9) その他市長が不適切と判断するものに該当しないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体その他公共的な団体のはり紙又は地域 活性化若しくは人道的な支援につながると市長が認めるはり紙については、承認する ことができる。
- 3 市長は、第1項の規定により承認するときは、はり紙に承認印を押し、公共掲示板利 用案内(様式第3号)を申請者に交付するものとし、承認しなかったときは、その旨及 び理由を申請者に通知するものとする。

(表示の位置、期間等)

第5条 市長は、前条第1項の規定により承認するときは、申請者の意見を聴いて、表示 の位置を定めるものとする。

- 2 はり紙を公共掲示板に掲示できる回数は、同一人について公共掲示板1基につき月1 回かつ1イベント当たり2回以内とし、1回の表示期間は10日以内とする。また、同 一内容のものは、1区画当たり1回につき1枚に限るものとする。
- 3 申請者は、承認を受けたはり紙を公共掲示板に表示するときは、承認を受けた公共掲示板の区画に貼らなければならない。
- 4 申請者は、表示期間の最終日までに、はり紙を自ら除却しなければならない。
- 5 市長は、申請者が前項の規定に2回違反したときは、2回目の利用月から半年間、申請者及び申請者が所属する団体からの申請を承認しないものとする。

(利用者の心得、賠償の責任)

- 第6条 利用者は、公共掲示板の利用について、他の利用者に迷惑を及ぼさないよう努めなければならない。
- 2 利用者は、故意又は過失により公共掲示板に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(はり紙の撤去)

- 第7条 市長は、はり紙の表示期間が経過したときは、当該はり紙を撤去し、処分することができる。この場合において、当該はり紙は返却しないものとする。
- 2 市長は、公共掲示板に次の各号のいずれかに該当するものを発見したときは、速やか に撤去するものとする。
 - (1) 承認印が押印されていないもの
 - (2) 承認印が改ざんされたもの
 - (3) 違法なもの
 - (4) その他市長が不適当と判断するもの

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、公共掲示板の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。 附 則
- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 附 則
- 1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。 附 則
- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成26年6月9日から施行する。
 附 則
- 1 この要綱は、平成26年12月16日から施行する。